

◎日本国と大韓民国との間の日本国産米の貸借に関する契約に関連する交換公文

(略称) 韓国との日本国産米の貸借契約に関連する取極

昭和四十四年三月十二日 東京で

昭和四十四年三月十二日 効力発生

昭和四十四年三月二十四日 告示

(外務省告示第五三三号)

目次

韓国側書簡

ページ

国内産米貸借契約の概要

二八一

同契約に関する了解事項

二八二

1 契約実施のための措置

二八二

2 便宜供与

二八二

3 協議

二八二

日本側書簡

二八三

韓国との日本国産米の貸借契約に関連する取極

(日本国と大韓民国との間の日本国産米の貸借に関する
契約に関連する交換公文)

(韓国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本年三月十一日に日本国東京において大韓民国調達庁と日本国農林省食糧庁との間で締結された「日本国と大韓民国との間の日本国産米の貸借に関する契約」(以下「契約」という。)に言及する光栄を有します。前記の契約には主として次の事項が定められています。

- (a) 日本国農林省食糧庁(以下「貸付者」という。)は、日本国産米稲うるち玄米三十三万三千トンを千九百六十九年三月から同年八月までの間に大韓民国調達庁(以下「借受者」という。)に対し貸し付ける。
- (b) 借受者は、貸付に係る米穀と等質等量の韓国産米稲うるち玄米を、千九百八十年から千九百九十九年までの間において、各年一万六千六百五十トンずつ貸付者に返還する。
- (c) 貸付に係る米穀の受渡しは、日本国の港における本船積込み渡し(F.O.B. stowed)とし、返還に係る米穀の受渡しは、日本国の港における本船乗渡し(C.I.F.)とする。
- (d) 借受者は、貸付者に対し、貸付手数料として、貸付け時に三百万米ドル及び返還時に貸付者が返還を受けるのに要する経費相当額を支払うものとする。

韓国との日本国産米の貸借契約に関連する取極

1969年 3月12日
東京において

す。

本協定は、1969年3月12日、日本国と大韓民国との間で締結された「日本国と大韓民国との間の日本国産米の貸借に関する契約」(以下「契約」という。)に言及する光栄を有します。前記の契約には主として次の事項が定められています。

1. 日本国農林省食糧庁(以下「貸付者」という。)は、日本国産米稲うるち玄米三十三万三千トンを千九百六十九年三月から同年八月までの間に大韓民国調達庁(以下「借受者」という。)に対し貸し付ける。
2. 借受者は、貸付に係る米穀と等質等量の韓国産米稲うるち玄米を、千九百八十年から千九百九十九年までの間において、各年一万六千六百五十トンずつ貸付者に返還する。
3. 貸付に係る米穀の受渡しは、日本国の港における本船積込み渡し(F.O.B. stowed)とし、返還に係る米穀の受渡しは、日本国の港における本船乗渡し(C.I.F.)とする。
4. 借受者は、貸付者に対し、貸付手数料として、貸付け時に三百万米ドル及び返還時に貸付者が返還を受けるのに要する経費相当額を支払うものとする。

日本国外務大臣 愛知揆一閣下

日本国外務大臣 愛知揆一閣下

日本側書簡

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、さらに日本政府に代わつて、前記のことが日本政府の了解であることを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十九年三月十二日に東京で

日本国外務大臣 愛知揆一

大韓民国特命全權大使 嚴 敏 永 閣下

韓国との日本国産米の貸借契約に関連する取極

(参考)

この取極は、わが方食糧庁と韓国側調達庁との間で締結された国内産米の貸借契約成立に伴い、外交レヴェルにおいても重ねて契約履行の保証を取り付けるため、両国政府がそれぞれの国内法令の範囲内で、この契約の円滑かつ適時の実施を確保すべく必要な措置をとることを約したものである。